

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

## 第1 趣旨

農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝え、我が国にとってかけがえのない存在となっている。

しかし、少子高齢化等の急速な進行や所得の減少、都市部に比べて生活環境の整備が遅れていることなどから、地域としての活力の低下傾向が続いている。

このような中、近年の農山漁村に対する都市住民の関心の高まりを受け、家族の多様なニーズ等に応じたライフスタイルを実現するための手段の一つとして二地域居住を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者が増えはじめている。

これらを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）が制定された。このことを受け、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画（法第5条第1項の活性化計画をいう。以下同じ。）に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（以下「本交付金」という。）を交付する。

## 第2 事業の実施

本交付金による事業の実施については、法及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## 第3 交付金の交付対象

### 1 交付対象事業

本交付金は、第1の趣旨を踏まえ、活性化計画の目標を達成するために実施される別表に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。以下「交付対象事業」という。）に必要な経費に充当するものとする。

### 2 事業実施主体、要件及び交付額算定交付率

#### (1) 事業実施主体

1の交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等（法第5条第3項に定める農林漁業団体等をいう。以下同じ。）であって、別表事業実施主体の欄に掲げ

るとおりとする。

(2) 要件及び交付額算定交付率

1の交付対象事業の実施要件及び交付額を算定するための交付率は、別表要件の欄及び交付額算定交付率の欄にそれぞれ掲げるとおりとする。

3 実施期間

交付対象事業の実施期間は、活性化計画の期間内であって、原則として、3年以内とする。ただし、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める場合は、この限りでない。

第4 活性化計画の添付書類等

1 活性化計画の添付書類の作成

(1) 法第5条第1項に基づき活性化計画を作成する都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を充てて交付対象事業を実施しようとするときは、活性化計画とあわせて規則第5条第1項第1号の図面のほか、規則第5条第1項第2号の交付金の額の限度を算定するために必要な資料として、農村振興局長が別に定める交付対象事業別概要及び事前点検シート（以下「添付書類」という。）を作成するものとする。

(2) 計画主体は、添付書類を作成するに当たって、整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定めるところにより費用対効果分析を行い、交付対象事業の実施に要する費用に対し、得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう、効率性等を十分に検討するものとする。

(3) 計画主体は、法第5条第10項に基づく活性化計画の公表にあわせて、(1)の規定により作成した添付書類を公表するものとする。

(4) 計画主体は、法第6条第1項の規定により農林水産大臣に活性化計画を提出する場合には、当該活性化計画に(1)の規定により作成した添付書類を添付するものとする。

(5) 法第6条第1項及び(4)の規定により農林水産大臣に提出する活性化計画及び添付書類は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して提出するものとする。

2 交付対象計画の決定

農林水産大臣は、法第6条第1項及び1の(4)の規定により活性化計画及び添付書類の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付対象となる活性化計画の決定を行うものとする。

3 活性化計画及び交付対象事業別概要の変更

計画主体が、活性化計画及び交付対象事業別概要について農村振興局長が別に定める重要な変更を行う場合には、法第6条第1項に準じて変更後の活性化

計画及び添付書類を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合、1及び2の規定を準用する。

## 第5 交付対象事業の実施

### 1 毎年度の実施手続

(1) 計画主体は、交付対象事業の実施期間の間、毎年度、農村振興局長が別に定める年度別事業実施計画を作成し、これを農林水産大臣に提出するものとする。

(2)(1)の規定により農林水産大臣に提出する年度別事業実施計画は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して提出するものとする。

### 2 事業費の低減

計画主体及び事業実施主体は、地域の実情にかんがみ、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

## 第6 助成

### 1 国の助成

国は、第4の2の規定により交付対象として決定された活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、計画主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 2 交付金の額の限度

規則第6条の算出された額とは、交付対象事業の事業費ごとに別表の交付額算定交付率を乗じた額の合計額とする。

## 第7 事業実施後の措置

### 1 施設等の適切な運営

計画主体は、交付対象事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。施設等の利用状況等が3年間継続して低調である場合、計画主体は、その要因を分析し、計画主体が事業実施主体でない場合には、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、必要に応じて、当該施設等の利用に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

### 2 完了報告

(1) 計画主体は、交付対象事業の全てが完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(2)(1)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。

## 第8 事後評価等

### 1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

- (1) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) (2)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。
- (4) 農林水産大臣は、(2)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

### 2 改善計画

- (1) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (3) (2)の規定により、農林水産大臣に提出する改善計画は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して提出するものとする。
- (4) (2)の規定により提出を受けた農林水産大臣は、目標の達成が見込まれない計画主体に対して、重点的に指導、助言等を行うものとする。

## 第9 交付金の適正な執行の確保

1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

2 国は、本交付金の実施について、総合的な推進体制を整備し、助言、指導その他の必要な援助を行うものとする。

3 国は、本交付金による事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

## 第10 委任

本交付金の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

## 第11 他の施策との連携

本交付金の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に配慮するものとする。

- 1 生産製造連携事業計画に関する施策
- 2 再生可能エネルギー供給施設整備に関する施策
- 3 農林水産物の輸出の促進に関する施策
- 4 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 5 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に基づく施策
- 6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に関する施策

## 第12 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要綱の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

## 附 則

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

(実施要綱)別表

事業名	事業実施主体	要件	交付額算定交付率
(1) 生産基盤及び施設の整備(法第5条第2項第3号イ)			
基盤整備	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律65号)第4条第2項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下この別表において同じ。)、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、一般社団法人又は一般財団法人、PFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下この別表において同じ。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。)その他農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(平成19年農林水産省令第65号)第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者(以下この別表において、単に「計画主体が指定した者」という。)とし、農林水産省農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第2項第1号の活性化計画の区域(以下この別表において、単に「活性化計画の区域」という。)における定住等の促進に資するため、基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつその振興に寄与すると認められること。	定額、1/2又は3/10(沖縄県は2/3) 上記に関わらず、奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島をいう。以下この別表において同じ。)は6/10、次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において、「六法指定地域等」という。)は5.5/10(沖縄県は8/10又は2/3)、4.5/10(沖縄県は2/3)、4/10(沖縄県は2/3)又は1/3(沖縄県は2/3又は1/3)とする。 (1)山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (2)過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)の全部又は一部の地域 (3)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域 (4)半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域 (5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 (6)豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する特別豪雪地帯 (7)急傾斜地畑地帯(受益地域内の畑地における平均傾斜度が15度以上の地域をいう。)
生産機械施設			
処理加工・集出荷貯蔵施設			
新規就業者技術習得管理施設			

			ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。
<b>(2) 生活環境施設の整備(法第5条第2項第3号ロ)</b>			
情報通信基盤施設	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地保有合理化法人(市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。)、農業委員会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合をいう。以下この別表において同じ。)、農林漁業者等の組織する団体、中小企業等協同組合(中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等共同組合をいう。以下この別表において同じ。)、一般社団法人又は一般財団法人、PFI事業者、NPO法人その他計画主体が指定した者とし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	活性化計画の区域における定住等の促進のため、集落における生活環境施設の整備が必要であると認められること。	1/2(沖縄県は2/3) 上記に関わらず、奄美群島は6/10、情報通信基盤施設は1/3、六法指定地域等は5.5/10(沖縄県は8/10又は2/3)とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。
簡易給排水施設			
防災安全施設			
農山漁村定住促進施設			
<b>(3) 地域間交流拠点の整備(法第5条第2項第3号ハ)</b>			
地域資源活用総合交流促進施設	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農地保有合理化法人、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、水産業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、中小企業等協同組合、一般社団法人又は一般財団法人、教育委員会、PFI事業者、NPO法人、受入地域協議会(市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入れを行う農林漁家等で組織する協議会とする。)その他計画主体が指定した者とし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	活性化計画の区域における農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる施設の整備が必要であると認められること。	1/2又は3/10(沖縄県は2/3又は1/2) 上記に関わらず、六法指定地域等は5.5/10(沖縄県は2/3)又は1/3とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。
農林漁業体験施設			
自然環境等活用交流学習施設			
<b>(4) その他省令で定める事業(法第5条第2項第3号ニ)</b>			
遊休農地解消支援	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良事業団体連合会、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地保有合理化法人、農業委員会、都道府県農業会議、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、水産業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、中小企業等協同組合、一般社団法人又は一般財団法人、PFI事業者、NPO法人その他計画主体が指定した者とし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、資源の有効な利用を確保等するための施設の整備が必要であると認められること。	定額又は1/2(沖縄県は8/10又は2/3) 上記に関わらず、奄美群島は6/10又は5.2/10、六法指定地域等は5.5/10、4.5/10(沖縄県は8/10又は2/3)又は1/3とする。 ただし、農村振興局長が別に定める各事業メニューごとに農村振興局長が別に定めるものとする。
総合鳥獣被害防止施設			
地域資源活用起業支援施設			
地域資源循環活用施設			
地域住民活動支援促進施設			
土地利用調整			
農地等補完保全整備			
景観・生態系保全整備			
新規需要米生産製造連携支援			
<b>(5)(1)から(4)の事業と一体となって実施する事業事務(法第5条第2項第4号)</b>			
創意工夫発揮事業		活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、(1)から(4)の事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要があると認められること。	一体となって実施する(1)から(4)の事業の交付率と同率とする。 ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業は、1/2(沖縄県は2/3)とする。
農山漁村活性化施設整備附帯事業			